

第六十二号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十一条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十二条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に
行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計
画に従い必要な措置を講じなければならない。

第六十二号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第三十四条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十三条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第四十八条中「第三十一条」の下に「、第三十五条の二」を加え、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。
第五十四条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用し
て行うことができるものとする。

第五十五条中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第七十一条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十四条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第七十五条第二項第四号中「第七十二条第二項」を「次条において準用する第三十五条の二第二項」に改める。

第七十六条中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条、第三十七条第一項」を「第三十五条の二から

第三十七条（第二項を除く。）まで」に、「第四十条」を「第四十条の二」に改める。

第八十二条中「第九十二条」を「第九十二条第一項」に改める。

第八十六条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第九十二条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十三条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「及び第七十二条」を「及び第七十三条」に改め、「、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第九十三条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に改める。

第九十三条の五中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改める。

第九十二条中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第九十一条の四中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に改める。

第二百一十一条中「第十三条」を「第十二条（第一項及び第二項を除く。）」に改める。

第四百七十七条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第四百七十七条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第四百七十七条の四中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改める。

第五百十六条第二項第四号中「第七十二条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第五百七十七条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第五百七十七条の四中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に改める。

第六十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百八十一条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百八十二条の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百八十二条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百八十三条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百八十三条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百八十八条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百八十八条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百九十二条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百九十二条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項

中」に改める。

第九十二条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十二条の十二及び第九十二条の二十中「第三十三条から」の下に「第三十五条まで、第三十六条から」を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十九条中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第九十九条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第九十九条の十一中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第九十九条の十一において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第九十九条の十八に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十九条の二十二中「第十五条」を「第十二条の二、第十五条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第

七十二條」を「第七十三條」に改め、「同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第九十九條の二十二において準用する第七十二條第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二條中」を「第九十二條第一項中」に改める。

第二百八條第一項中「第十三條」を「第十二條の二」に、「第三十六條から」を「第三十五條の二から」に改め、「第五十六條、第六十二條」の下に「第六十三條」を加え、「第七十二條」を「第七十三條」に、「及び第九十二條」を「及び第八十七條から第九十二條まで」に、「第二百八條第二項から第五項まで」を「第二百八條第一項」に改め、「同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第二百八條第一項において準用する第七十二條第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に改め、「第九十二條中」を「第八十九條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二條第一項中「第六十三條、」を削り、「第八十四條（第四項を除く。）及び第八十五條から第九十一條」を「及び第八十四條（第四項を除く。）から第八十六條」に改め、「及び第八十七條第四項」及び「第八十九條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「第九十條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係るものに限る。）」とを削り、同条第四項中「第六十三條、第八十七條から第九十一條まで、」及び「第八十七條第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係るものに限る。）」と、第八十九條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）」と、第八十九條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）」とを削り、同条第五項中「第六十三條、」、第八十七條から第九十一條まで」及び「第八十七條第四項中「指定生活介護事業所」とあ

ばならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十四条第三項（改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第四十八条、第二百一十一条、第九十二条の十二及び第九十二条の二十において準用する場合を含む。）、第七十条第二項及び第九十条第二項（改正後の条例第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第四十七条、第四十七条の四、第五十七条、第五十七条の四、第七十条、第八十三条、第八十八条、第九十二条、第九十九条、第九十九条の十一、第九十九条の二十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十五条の二第三項（改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第二百一十一条、第四十七条、第四十七条の四、第五十七条、第五十七条の四、第七十条、第八十三条、第八十八条、第九十二条、第九十九条、第九十九条の十一、第九十九条の二十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第三十五条の二第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。